

## 聖籠町告示第3号

聖籠町生活交通確保対策補助金交付要綱を次のように定める。

平成28年1月8日

聖籠町長 渡邊 廣吉

### 聖籠町生活交通確保対策補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、町民の交通手段の確保を図るため、生活交通確保対策として、バス事業者に対し、予算の範囲内において聖籠町生活交通確保対策補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、聖籠町補助金等交付規則（平成23年聖籠町規則第33号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) バス事業者 乗合バス事業及び貸切バス事業を経営する者をいう。
- (2) 運行系統 道路運送法第15条の3第1項の運行計画によって定められる運行系統及び道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第4条第3項第6号の事業計画によって定められる運行系統をいう。ただし、2以上の運行系統であって、共通する区間のキロ程が各運行系統のキロ程の80パーセント以上である類似系統の場合は、同一系統とみなすことができるものとする。
- (3) 区域運行 道路運送法施行規則第3条の3第3号に定める乗合旅客の運送をいう。
- (4) 1キロ当たり標準経常費用 県内のバス事業者の1キロ当たりの経常費用の実績を基に定める標準的な1キロ当たりの経常費用をいう。
- (5) 1キロ当たり標準平均賃率 県内のバス事業者の1キロ当たりの平均賃率の実績を基に定める標準的な1キロ当たりの平均賃率をいう。
- (6) 補助対象期間 補助金の交付を受けようとする会計年度の前年度の10月1日から補助金の交付を受けようとする会計年度の9月30日までの1年間をいう。

(7) 輸送量 補助対象期間中の平均乗車密度に、運行回数に乗じて得た値をいう。

(8) 生活交通確保計画 生活交通を確保するために町長が策定した交通計画で、県知事に報告したものをいう。

(補助対象運行系統)

第3条 補助対象運行系統（区域運行を行う場合は「運行系統」を「区域運行」と読み替えるものとする。以下同じ。）は、次の各号に掲げる要件のすべてに該当する運行系統であって、町長が補助金を交付することを適当と認めたものとする。

(1) バス事業者が運行する運行系統であること。

(2) 生活交通確保計画に位置づけられた運行系統であること。

(3) 当該運行系統と実質的な競合関係にある鉄道又は軌道がないこと。

(4) 補助対象期間に当該運行系統の運行によって得た経常収益の額が、同期間の当該運行系統の補助対象経常費用に達していない運行系統であること。

(5) キロ程（区域運行にあつては、発地から着地まで通常考えられる合理的で最短の経路の距離をいう。以下同じ。）が5キロメートル以上の運行系統又はキロ程が5キロメートル未満であつて、複数の市町村の区域にまたがる運行系統であること。

(6) 次に掲げる広域の中心的機能のいずれか一つ以上の需要に対応して設定される運行系統であること。

ア 総合病院等医療機関

イ 学校等の公共施設

ウ 商業施設

(7) 補助対象期間の平日1日当たりの平均運行回数（以下「1日の運行回数」という。）が2回以上の運行系統であること。

(8) 平均乗車密度が2人以上5人未満の運行系統であること。

(9) 国から運行費の補助を受けていない運行系統であること。

(10) 国から運行費の補助を受けている運行系統と実質的な競合関係にない運行系統であること。

(補助金の交付対象)

第4条 補助金の交付対象者は、補助対象運行系統を運行するバス事業者とする。

(補助対象経費の額及び限度額)

第5条 補助対象経費の額は、次の各号により算定した額とする。

(1) 1 補助対象経費の額は、当該運行系統の経常欠損額の実績額とする。ただし、次に掲げる額を限度とする。

(1キロ当たり標準経常費用×当該運行系統の実車走行キロ) - (1キロ当たり標準平均賃率×当該運行系統の実車走行キロ×当該運行系統の平均乗車密度+当該運行系統に配分された運送雑収入及び営業外収益)

(2) 補助対象経費の額は、1日の運行回数が5回を超え、かつ、当該運行系統の輸送量を平均乗車密度5人で除した数値(1未満の端数がある場合は、当該端数を切り上げた数値)が1日の運行回数より少ない場合は、次に掲げるア又はイのいずれか多い方の回数を1日の運行回数とみなし、当該1日の運行回数とみなした回数分に相当する額とする。

ア 5回

イ 当該運行系統の輸送量を平均乗車密度5人で除した数値(1未満の端数がある場合は、当該端数を切り上げた数値)。ただし、10回を限度とする。

(3) 他の運行系統との競合区間の合計が50パーセント以上の運行系統であって、当該競合運行系統の輸送量の和が1日当たり50人を超えるものに係る補助対象経費の額は、次の算式により算出した額とする。

第1号及び第2号により算定された補助対象経費の額×(当該運行系統の総キロ程-競合区間に係るキロ程)÷当該運行系統の総キロ程

(補助金の交付額)

第6条 補助金の交付額は、運行系統別に補助対象経費の限度額を上限とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとするものは、生活交通確保対策運行費補助金交付申請書(別記第1号様式)に次の書類を添えて、補助金の交付を受けようとする会計年度の11月30日までに町長に提出するものとする。

- (1) 実績経常費用等計算書
- (2) 運行系統別補助対象経費等計算書
- (3) 運行系統別競合区間輸送量等計算書
- (4) 補助対象期間における損益の積算内訳を記載した損益計算書
- (5) 補助対象期間に係る実車走行キロの積算及び1日の運行回数の算定を明らかにした書面
- (6) 関連収益及び費用の配分方法を明らかにした書面
- (7) 補助対象期間に係る運送収入の積算を明らかにした書面
- (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類  
(補助金の交付決定及び額の確定)

第8条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、  
適当と認めるときは、補助金の交付決定及び額の確定を行い、生活交通確保  
対策運航費補助金交付決定及び額の確定通知書（別記第2号様式）により、  
その旨を通知するものとする。

(補助金の経理等)

第9条 補助金の交付を受けた者は、補助金に係る経理について、他の経理と  
明確に区別した帳簿を備え、その収支状況を明らかにしておかなければなら  
ない。

- 2 前項の帳簿及び補助金に係る証拠書類は、補助金の交付を受けた日の属す  
る会計年度の終了後5年間保存しておくものとする。
- 3 交付を受けた補助金については、生活交通確保対策の目的に従って、効率  
的な運用を図るものとする。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、平成27年度の予算に係る補助金から適  
用する。

別記第1号様式(第7条関係)

聖籠町生活交通確保対策補助金交付申請書

年 月 日

(あて先)聖籠町長

名 称

所 在 地

代表者名

印

年度において聖籠町生活交通確保対策補助金の交付を受けたいので、聖籠町生活交通確保対策補助金交付要綱第7条の規定により関係書類を添えて下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 交付を受けようとする補助金の額

運行系統数	補助金の額
	千円

2 補助金の交付を受けようとする理由

別記第 2 号様式(第 8 条関係)

第 号

年 月 日

様

聖籠町長 印

年度聖籠町生活交通確保対策

補助金交付決定及び額の確定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった

年度聖籠町生活交通確保対策補助金については、聖籠町生活交通確保対策補助金交付要綱第 8 条の規定により次のとおり交付することに決定し、併せてその額を確定したので通知します。

1 補助金の確定額は、次のとおりとする。

運行系統数	補助金の確定額
	千円